

（前部反射器）

第34条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第35条の規定並びに細目告示第47条、第125条及び第203条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 被牽引^{けん}自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。
- 二 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 前部反射器は、夜間にその前方150メートルの距離から走行用前照灯（第29条第1項第1号イ括弧書の自動車に備える走行用前照灯及び同項第5号の走行用前照灯を除く。次条、第41条において同じ。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - ロ 前部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。
 - ハ 前部反射器による反射光の色は、白色であること。
- 三 前部反射器は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けられていること。
 - ロ 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。
 - ハ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10度の平面及び下方10度の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5度の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向^{けん}30度の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向10度の平面）及び外側方向30度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
 - ニ 前部反射器の取付位置は、イからハマまでに規定するほか、第32条第1項第3号ニの基準に準じたものであること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号ロ及びハ
二 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第3号ハ

- 3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第1号	両側には、前部反射器を備えなければならない。	両側に次号の基準に適合する前部反射器を備える場合には、第32条第1項第1号の規定にかかわらず、これに車幅灯を備えないことができる。
二 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号イ	150メートル	100メートル
	第2号ロ	文字及び三角形	文字
	第2号ハ 第3号イ	白色 上縁の高さが地上1.5メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上	白色又は ^{とう} 橙色 中心の高さが地上2メートル以下

- 4 平成24年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 3.19.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1337号）による改正前の細目告示別添52 3.19.の規定に適合するものであればよい。
- 5 保安基準第34条第3項及び細目告示第47条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。